

令和7年度 前期選抜募集要項

福島県立福島商業高等学校

〒960-0111

福島市丸子字辰ノ尾1番地

電話(代) 024-553-3451

FAX 024-554-1589

本校のアドミッション・ポリシーに基づいて生徒を募集し、各選抜を実施する。

- 基礎学力を有し、本校の学科の特性を理解している生徒を求めます。
- 部活動に積極的に参加し、人間性を高める生徒を求めます。
- 地域に関心を持ち、課題解決のために失敗を恐れずにチャレンジする生徒を求めます。
- 各種検定試験はもちろん、自分の進路や興味に関する探究活動に積極的に取り組む生徒を求めます。

1 募集学科及び募集定員

(1) 特色選抜

課程	学科名	募集定員	特色選抜募集定員
全日制	情報ビジネス科	80名	募集定員の40%程度とする
	経営ビジネス科	80名	募集定員の40%程度とする
	会計ビジネス科	80名	募集定員の40%程度とする

(2) 一般選抜

一般選抜の募集定員は、各学科の募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 特色選抜において志願してほしい生徒像

本校は、商業高校として「経済社会の発展を担う職業人」や「経済社会の中でリーダーとして活躍できる人材」の育成を目指している。また、本校は文武両道を目指し、勉学・資格取得・部活動を通して心身ともにバランスのとれた人間形成を図っている。

このことから、基礎学力を有し、本校の学科の特性を理解し、さらに次の資質を備えた生徒を求めている。

「各科共通」

A型(学業)

中学校において3級以上の資格を1種類以上取得し、高校入学後も資格取得に励み、明確な進路目標をもつ者

B型(音楽部)

音楽活動において各種コンクール(学校外団体での活動を含む)に出場した者又は同等の優れた能力を有する者で、入学後は本校の音楽部(吹奏楽班・合唱班)に加入し、吹奏楽または合唱活動を3年間継続する強い意志をもち、学業と部活動が両立できる者

C型(運動部)

スポーツ活動において各種大会(学校外団体での活動を含む)に出場した者又は同等の優れた能力を有する者で、入学後は本校の運動部に加入し3年間継続する強い意志をもち、学業と部活動が両立できる者
なお、中学校時の種目と本校の部活動の種目は同一でなくてもよい。

各学科に志願してほしい生徒は次のとおりである。

(1) 「情報ビジネス科」

- ① 情報処理に興味を持ち、将来ICT(情報通信技術)関連の職業に就きたいと考えている者
- ② ICTに関する専門的な知識や技術の習得を目指し、熱意を持って学業に取り組むことができる者
- ③ 経済産業省の認定する情報処理技術者試験等の資格取得に積極的に挑戦する者

(2) 「経営ビジネス科」

- ① 将来、起業家や流通・サービス関連の職業に就きたいと考えている者
- ② 流通やサービスに関する専門的な知識や技術の習得を目指し、熱意を持って学業に取り組むことができる者
- ③ 日本商工会議所主催リテールマーケティング（販売士）検定試験等の資格取得に積極的に挑戦する者

(3) 「会計ビジネス科」

- ① 企業会計に興味関心があり、会計情報を活用できる職業に就きたいと考えている者
- ② 企業の会計処理や経営管理に関する専門的な知識や技術の習得を目指し、熱意を持って学業に取り組むことができる者
- ③ 日本商工会議所主催簿記検定試験等の資格取得に積極的に挑戦する者

3 出願資格

出願資格については、次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 本校に出願できる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）、又は中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 特色選抜に出願できる者は、前記2「特色選抜において志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、福島県立福島商業高等学校長（以下「本校校長」という。）に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 併願の取扱い

- (1) 志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、1学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願は、本校の学科において第二志望までの併願を認める。

6 出願期間

- (1) 令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、受験票返信用封筒（長形3号、あて名明記、簡易書留用460円分の切手貼付）を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。なお、返信用封筒のあて名は、中学校卒業生及び卒業見込の者は在学（出身）中学校長あて、それ以外の者は本人あてとする。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（様式統一1号の1）
 - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）（様式共通1号）
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとし、受付時間は、午前9時から

午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

- ③ 特色選抜志願理由書・特色選抜志願理由書Ⅱ（本校所定の様式をそれぞれ片面印刷したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（様式統一1号の2）
受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3）
在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの
- (2) 上記（1）以外の者
- ① 入学願書（様式統一1号の1）
 - ② 特色選抜志願理由書・特色選抜志願理由書Ⅱ（本校所定の様式をそれぞれ片面印刷したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
 - ⑤ 受験票用紙（様式統一1号の2）
受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3）
志願者氏名及び出願課程名を記入したもの
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（様式共通4号の1）を添付する。併せて上記出願書類を前期志願者名簿順にとりまとめ、提出する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

8 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。
郵送の場合には、2月17日（月）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

9 県外等からの出願

県外からの志願者は、上記7に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- (2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 願書受付

- (1) 願書類を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票（様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一1号の3）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

11 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日（月）から2月13日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、祝日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願先（学科）及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（様式前期3号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という。）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（様式前期3号の2）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書（様式前期4号の1及び前期4号の2）を交付する。
 - ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。
ただし、特別支援学校への出願先の変更を希望する場合は、「令和7年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- (3) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 出願の特例措置

県外からの出願において、保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、この要項に示した「9 県外等からの出願」の(2)(4ページ参照)を準用する。

14 入学者選抜

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書・特色選抜志願理由書Ⅱ、調査書の審査結果、学力検査の成績(5教科合計250点満点)及び特色選抜に係る面接(以下「特色面接」という。)、さらにB型及びC型志願者に実施する実技(以下「特色検査(実技)」という。)の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

学力検査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 学力検査は、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施する。
- ③ 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。
国語 社会 数学 理科 外国語(英語)
なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- ④ 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 実施日 令和7年3月5日(水)

受 付 午前8時～午前8時20分(本校 昇降口から入り、各教室にて受付)

イ 日 程

8:00	8:20	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
受付	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(20分)	(40分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

ウ 会場 本校

エ 注意事項

- a 受験票を必ず持参すること。
- b 学力検査当日持参するもの。
上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)
- c 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

特色選抜志願理由書・特色選抜志願理由書Ⅱ

本校の志願する学科への志願の動機や理由及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。また志願者が志願する型に応じて、特色選抜志願理由書Ⅱを併せて提出する。

調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計をさらに加えて、195点満点とする。

「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については、部活動や地域クラブ活動等の実績等を含めて点数化して、165点満点とし、合計360点満点とする。

特色面接

個人面接を実施する。特色面接については、段階評価とする。

特色検査(実技)

特色選抜のB型及びC型志願者は、実技を実施する。実技については、90点満点とする。

B型(吹奏楽班)：各楽器の練習曲や中学校の教科書に記載されている楽曲1曲

(合唱班)：中学校の教科書に記載されている歌唱教材1曲

C型：全員共通のものを実施

⑤ 特色面接及び特色検査(実技)の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 実施日 令和7年3月6日(木)

受付 午前8時～午前8時20分(本校 昇降口から入り、各教室にて受付)

イ 日程 特色面接・特色検査(実技) 午前9時00分～

ウ 会場 本校校舎、第一体育館

エ 注意事項

a 持参物

(各型共通) 受験票、上ばき

※特色選抜B型及びC型志願者は上記の持参物のほかに下記のものも持参すること。

B型(吹奏楽班)：昼食、楽器(打楽器については事前に問い合わせること。)及び楽譜2部(1部は試験官に提出)※伴奏は用意しないので、伴奏音源が必要な場合は、伴奏CDとCDデッキなどを各自用意すること。

(合唱班)：昼食及び楽譜2部(1部は試験官に提出)※伴奏は用意しないので、伴奏音源が必要な場合は、伴奏CDとCDデッキなどを各自用意すること。

C型：昼食、中学校指定の運動着及び体育館で運動ができるシューズ

b 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

※ 特色選抜の選抜資料の満点は、A型は610点、B型及びC型は700点とする。

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接(以下「一般面接」という。)の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

学力検査

学力検査については、(1)特色選抜 **学力検査** ①～④に定めるところによる。

調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計をさらに加えて、195点満点とする。

「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については、部活動や地域クラブ活動等の実績等を含めて点数化して、55点満点とし、合計250点満点とする。

一般面接

個人面接を実施する。一般面接については、段階評価とする。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願している志願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなすため、一般面接を行わない。

ア 実施日 令和7年3月7日(金)

イ 受付 午前8時～午前8時20分(本校 昇降口から入り、各教室にて受付)

ウ 日程 午前9時00分～

エ 会場 本校校舎

エ 注意事項

a 受験票と上ばきを必ず持参すること。

b 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

15 合格者発表

(1) 令和7年3月14日(金) 正午以降に本校で発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書(様式共通5号)を交付する。

(3) 本校校長は、中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したかが分かる合格者一覧を提供する。提供手続きや提供方法等については、以下の通りである。

① 中学校用合格者一覧の提供を希望する中学校長は、本校校長に「中学校用合格者一覧の提供について(依頼)」(様式1)を提出し、依頼する。

なお、依頼できるのは、本校の特色選抜に出願した場合に限る。

また、中学校用合格者一覧の受領者は当該中学校の教職員に限るものとし、令和7年3月14日(金)の合格発表後から14時まで本校事務室へ、受領者が依頼文(様式1)を持参する。

② 依頼を受けた本校校長は、本人写真が貼付された身分証明書(運転免許証やマイナンバーカード等)により受領者の本人確認を行った上で、中学校用合格者一覧を厳封した封筒を受領者に手交する。

(4) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

(5) 合否に関する電話等での問い合わせには応じない。

16 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

① インフルエンザ等学校感染症(学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者

③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

① 在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願(様式共通14号)を令和7年3月7日(金)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証(様式共通15号)を交付する。

(4) 追検査等のパターンについて

追検査等については、出願と受験の状況によって、下表のパターンがある。そのパターンについて、開始時刻と各検査の順序を記載する。

パターン	前期選抜受験状況			追検査等	出願状況
	3月5日 学力検査	3月6日 特色面接・ 特色検査 (実技)	3月7日 一般面接		
①	欠席	/	欠席	学力検査・一般面接	一般選抜のみ
②	受験	/	欠席	一般面接	一般選抜のみ
③	欠席	/	受験	学力検査	一般選抜のみ
④	欠席	欠席	/	学力検査・特色面接・ 特色検査(実技)	特色選抜のみ又は 特色選抜と一般選抜の併願
⑤	受験	欠席	/	特色面接・特色検査(実技)	特色選抜のみ又は 特色選抜と一般選抜の併願
⑥	欠席	受験	/	学力検査	特色選抜のみ又は 特色選抜と一般選抜の併願

(5) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 実施日 令和7年3月11日(火)

受付 午前8時～午前8時20分(本校 昇降口から入り、各教室にて受付)

② 日程

※追検査(学力検査)の日程 (表のパターン①・③・④・⑥該当者)

8:00	8:20	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
受付	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(20分)	(40分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

※特色選抜志願者の追検査(学力検査)後の日程は以下のとおりとする。(表のパターン④該当者)

14:45	15:00	15:30	16:30 (志願者数により終了時間が変更となる場合がある)
休憩	特色面接	特色検査(実技) (B型、C型)	
(15分)	(30分)	(60分)	

※特色選抜と一般選抜の両方に出願している志願者は、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

※一般選抜志願者の追検査(学力検査)後の日程は以下のとおりとする。(表のパターン①該当者)

14:45	15:00	15:30 (志願者数により終了時間が変更となる場合がある)
休憩	一般面接	
(15分)	(30分)	

なお、3月5日の学力検査を受験し、6日又は7日の面接・検査を受験できず、上記追検査の該当となる者(パターン②・⑤該当者)及び3月5日の学力検査の一部を欠席し、追検査(学力検査)の一部を受験する者の日程については、在学(出身)中学校長を通して連絡する。

- ③ 会 場 本校校舎、第一体育館
- ④ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
- ⑤ 注意事項
 - a 持参物
 - （各型共通）受験票、上ばき
 - ※特色選抜B型及びC型志願者は上記の持参物のほかに下記のものも持参すること。
 - B型（吹奏楽班）：昼食、楽器（打楽器については事前に問い合わせること。）及び楽譜2部（1部は試験官に提出）※伴奏は用意しないので、伴奏音源が必要な場合は、伴奏CDとCDデッキなどを各自用意すること。
 - （合唱班）：昼食及び楽譜2部（1部は試験官に提出）※伴奏は用意しないので伴奏音源が必要な場合は、伴奏CDとCDデッキなどを各自用意すること。
 - C型：昼食、中学校指定の運動着及び体育館で運動ができるシューズ
 - b 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- ⑥ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日程を別に設定する。

17 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い
 - 選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
 - なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
 - 「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式共通16号）を令和7年3月7日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（様式共通17号）を交付する。
 - なお、「一部未完了になった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「16 追検査等の実施」の（3）（7ページ参照）に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
 - 受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
 - 前期選抜で不合格になった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。
- (3) 入学辞退の手続き
 - 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
 - ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (4) 入学者選抜に関するその他のことがらについては、福島県教育委員会発行「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」のとおりとする。